

奈良県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第五十号

奈良県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則

奈良県営自転車競走実施規則（昭和四十年十二月奈良県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の見出し中「電話」を「電話機等」に改め、同条中「電話に」を「通信回線を経由した電話機、通信回線を経由したインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機器に」に改め、「昭和六十二年十二月奈良県規則第二十六号」の下に「又は奈良県営自転車競走電子決済投票実施規則（平成三十一年三月奈良県規則第六十九号）」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。